

農業所得の申告には 収支計算が必要ですよ

ー収支にかかわる書類の整理をー



農業所得の申告は、実際の収入金額から必要経費を差し引く、収支計算により申告していただくこととなります。

収支計算の算式

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

平成十八年産から農業経営者の方は、実際の収入金額から必要経費を差し引く方法により、農業所得金額を計算し申告することになります。

なお、申告書類（収支内訳書）に記入する金額の科目は左表のとおりです。収支の分かる書類（伝票、領収書など）は表を参考にして整理し、来年度の申告（平成二十年二月から三月）に備えましょう。

原則として、収支計算による申告が必要ですが、次の場合は農業所得収支内訳書を提出しなくても差し支えありません。

- 家事消費・親戚などへの販売しない米（縁故米）のみの場合

● 収支計算の結果、農業所得

が赤字になる場合

※農業以外の所得があれば、農業所得の赤字をほかの所得と損益通算できる場合があります。

※国保税の軽減など、収入や所得により判定される制度の対象となる方は、住民税の申告が別途必要です。

収入金額の分かる書類

例：仮渡金計算書、精算書、出荷伝票、請求書（控）、領収書（控）、預金通帳、家事消費した農産物の数量・金額の根拠、農作業手間賃など雑収入の分かるもの

必要経費の分かる書類

例：農業用資材、水利費、土地改良費の領収書など、購買

利用代金明細書・小作料の領収書、農業用資産の納税通知書（農業用事業資産の固定資産税・軽自動車税）

【問い合わせ先】

市役所税務課市民税係
☎〇七七一一六八―〇〇〇四

各支所地域総務課総務係
八木 四二―二三〇〇
日吉 六八―〇〇三〇
美山 六八―〇〇四〇
園部税務署個人課税第一部門
☎〇七七一一六二―〇一九

農業所得収支計算説明会を開催します

十二月 四日（火）南丹市美山文化ホール
十二月 六日（木）南丹市園部公民館
十二月十一日（火）南丹市八木公民館 三階大集会室
十二月十二日（水）南丹市役所日吉支所 市民ホール
※開催時間は、いずれの会場も午後一時三十分から午後三時までです。

お気軽にご参加ください

